

別表第 5 （第 7 条，第 8 条関係）

授業料の納入通知時期及び納入期限

区分	時期	期別	納入通知時期	納入期限	備考
学部・大学院研究科 専攻科・別科 幼稚園・特別支援学校高等部 科目等履修生 特別聴講学生		前期	4 月 1 日	5 月 31 日	
		後期	10 月 1 日	11 月 30 日	
科目等履修生 特別聴講学生		前期	4 月 1 日	4 月 30 日	
		後期	10 月 1 日	10 月 31 日	
研究生	前期		4 月 1 日	4 月 30 日	中途入学者は，該当する納入通知時期及び納入期限とする。
			7 月 1 日	7 月 31 日	
	後期		10 月 1 日 ¹	10 月 31 日 ¹	
			1 月 4 日	1 月 31 日	

別表第 6 （第 11 条関係）

授業料の督促時期

督促方法	時 期	備 考
掲示督促	6 月	全未納期間を督促する。 「なお、この督促にもかかわらず未納の者については、連帯保証人へ督促状を送付します。」と表示する。
連帯保証人あて文書督促	7 月	
〃	8 月	
掲示督促	12月	全未納期間を督促し、表示は前期と同様とする。 「なお、この督促にもかかわらず未納の者については、連帯保証人へ督促状を送付します。」と表示する。
連帯保証人あて文書督促	1 月	
〃	2 月	